（第１面）

養成課程設置承認申請書（注１）

年　　月　　日

　群馬県知事　あて

申請者　住　　所

氏　　名

法人又は団体にあっては、その名称、主たる

事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名

電話番号

次のとおり美容師養成施設に（　　）課程を設置したいので、美容師養成施設指定規則第５条第２項の規定により関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定美容師  養成施設 | 名称 | |  | | | |
| 所在地 | |  | | | |
| 新設予定  年月日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 | | | | | |
| 新設の理由 |  | | | | | |
| 新たに設置する養成課程の生徒の定員及び学級数 | | | | | | |
| 区分（注２） | 入学定員 | 定員 | | 同時に授業を行う生徒の数  （学級ごとの定員） | | 学級数 |
| （　　）課程  （　　） | 名 | 名 | | 名 | | 学級 |
| （　　）課程  （　　） |  |  | |  | |  |
| 合計 |  |  | |  | |  |
| 区分 | 新たに設置する養成課程の入所資格 | | | | | |
| （　　）課程  （　　） |  | | | | | |
| （　　）課程  （　　） |  | | | | | |
| 区分 | 新たに設置する養成課程 の入所の時期 | | | | 新たに設置する養成課程の 修業期間 | |
| （　　）課程  （　　） | 毎年　　月 | | | | 年 | |
| （　　）課程  （　　） | 毎年　　月 | | | | 年 | |

（第２面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 新たに設置する  養成課程の  入学料 | | | 新たに設置する  養成課程の  授業料（月額） | | 新たに設置する  養成課程の  実習費（月額） | |
| （　　）課程  （　　） | 円 | | | 円 | | 円 | |
| （　　）課程  （　　） | 円 | | | 円 | | 円 | |
| 新設後の状況 | | | | | | | |
| 美容実習のモデル  となる者の  選定方法 | 対象 |  | | | | | |
| モデルを使用  して行う実習 | 時期 |  | | 場所 |  | 単位数  （注） |  |
| 実務実習  の実施方法 | 時期 |  | | 場所 |  | 年間  時間数 |  |
| 管理美容師名 | |  | | | | |
| 評価方法 | |  | | | | |
| 校地の総面積 | ㎡（校舎　　　㎡　その他　　　㎡） | | | | | | |
| 建物の構造 | 鉄骨造　　・　　木造　　・　　その他（　　　　）　　　階建 | | | | | | |
| 通信課程を新設する場合 | | | | | | | |
| 通信課程に  関する  補足事項 | 通信養成を行う地域 | | |  | | | |
| 課程修了の認定方法 | | |  | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （第３面） | | |
|  | 添付書類等  １　新たに設置する養成課程の教員の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別を記載した書類  ２　新たに設置する養成課程の教員の履歴書  ３　建物建築請負契約書及び物品購入契約書の写し  ４　新たに設置する養成課程の教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録  ５　学則  ６　新たに設置する養成課程の教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総単位数（注３）を記載した書類  ７　新設前及び新設後の付近の見取図並びに建物の配置図及び平面図  ８　新設前及び新設後の施設の各室の用途及び面積を記載した書類  ９　新たに設置する養成課程の設備の状況を記載した書類  10　設立者の資産状況を記載した書類  11　美容師養成施設の経営方法を記載した書類  12　設置後２年間の財政計画及びこれに伴う収支予算を記載した書類  13　法人の定款、寄附行為等  14　設置に係る法人の意思決定を証する書類  15　通信課程を新たに設置する場合にあっては、当該通信課程の授業の方法を記載した書類  16　通信課程を新たに設置する場合にあっては、当該通信課程の通信養成に使用する教材 |  |
| 注１　本様式は、新たに養成課程を設置しようとする場合（新たに理容修得者課程を設置しようとする場合を含む。）に使用すること。  ２　養成課程の区分（昼間、夜間、通信の別）、通常課程、修得者課程の別を記載すること。  ３　単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、総授業時間数 | | |